

○厚生労働省令第七十三号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第四十五条の規定に基づき、障害者自立支援法に基づき指定相談支援の事業の人員及び運営に関する基準を次のように定める。

平成十八年九月二十九日

厚生労働大臣 柳澤 伯夫

目次

第一章 総則（第一条）

第二章 指定相談支援の事業の人員及び運営に関する基準

第一節 基本方針（第二条）

第二節 人員に関する基準（第三条・第四条）

第三節 運営に関する基準（第五条―第三十条）

附則

第一章 総則

（定義）

第一条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 利用者 障害福祉サービスを利用する障害者及び障害児をいう。

二 サービス利用計画 障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）以下「法」という。第五十七条第二号に規定するサービス利用計画をいう。

三 支給決定 法第十九条第一項に規定する支給決定をいう。

四 支給証 法第二十二條第四項に規定する支給証をいう。

五 受給者証 法第二十二條第五項に規定する受給者証をいう。

六 支給決定の有効期間 法第二十三條に規定する支給決定の有効期間をいう。

七 指定障害者支援施設 法第二十九條第一項に規定する指定障害者支援施設をいう。

八 指定障害福祉サービス等 法第二十九條第一項に規定する指定障害福祉サービス等をいう。

九 指定障害福祉サービス事業者等 法第二十九條第二項に規定する指定障害福祉サービス事業者等をいう。

十 計画作成対象障害者等 法第三十二條第一項に規定する計画作成対象障害者等をいう。

十一 指定相談支援事業者 法第三十二條第一項に規定する指定相談支援事業者をいう。

十二 法定代理受領 法第三十二條第三項の規定により計画作成対象障害者等が指定相談支援事業者に支払うべき指定相談支援に要した費用について、サービス利用計画作成費として当該計画作成対象障害者等に支給すべき額の限度において、当該計画作成対象障害者等に代わり、当該指定相談支援事業者を支払われることをいう。

第二章 指定相談支援の事業の人員及び運営に関する基準

第一節 基本方針

第二条 指定相談支援の事業は、利用者がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければならない。

2 指定相談支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者又は障害児の保護者（以下「利用者等」という。）の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス（以下「福祉サービス等」という。）が、多様な事業者から、総合的かつ効果的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。

3 指定相談支援の事業は、利用者等の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者等の立場に立って、当該利用者等に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業を行う者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行われるものでなければならない。

4 指定相談支援事業者は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、障害福祉サービス事業を行う者等との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努めなければならない。

5 指定相談支援事業者は、自らその提供する指定相談支援の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

第二節 人員に関する基準

（従業者）

第三条 指定相談支援事業者は、当該指定に係る事業所（以下「指定相談支援事業所」という。）ごとに専らその職務に従事する相談支援専門員（指定相談支援の提供に当たるとして厚生労働大臣が定めるものをいう。以下同じ。）を置かなければならない。ただし、指定相談支援の業務に支障がない場合は、当該指定相談支援事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

（管理者）

第四条 指定相談支援事業者は、指定相談支援事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定相談支援事業所の管理上支障がない場合は、当該指定相談支援事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

第三節 運営に関する基準

（内容及び手続の説明及び同意）

第五条 指定相談支援事業者は、計画作成対象障害者等が指定相談支援の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、第十九条に規定する運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定相談支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。

2 指定相談支援事業者は、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第七十七条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。

第六条 指定相談支援事業者は、指定相談支援の利用に係る契約をしたときは、その旨を市町村に対し遅滞なく報告しなければならない。

2 指定相談支援事業者は、サービス利用計画を作成したときは、その写しを市町村に対し遅滞なく提出しなければならない。

（提供拒否の禁止）

第七条 指定相談支援事業者は、正当な理由がなく、指定相談支援の提供を拒んではならない。

（サービス提供困難時の対応）

第八条 指定相談支援事業者は、指定相談支援事業所の通常の事業の実施地域（当該指定相談支援事業所が通常時に指定相談支援を提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定相談支援を提供することが困難であると認められた場合は、適当な他の指定相談支援事業者の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

（受給資格の確認）

第九条 指定相談支援事業者は、指定相談支援の提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証によって、サービス利用計画作成費の支給対象者であること、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等を確かめるものとする。

（支給決定の申請に係る援助）

第十条 指定相談支援事業者は、支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う支給決定の申請について、必要な援助を行わなければならない。

第十一条 指定相談支援事業者は、当該指定相談支援事業所の相談支援専門員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

第十三条 指定相談支援事業者は、指定相談支援を提供している計画作成対象障害者等が当該指定相談支援と同一の月に受けた指定障害福祉サービス等につき法第二十九条第三項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定障害福祉サービス等に要した費用（法第二十九条第一項に規定する特定費用を除く。）の額を超えないときは、当該現に指定障害福祉サービス等に要した費用の額）から当該指定障害福祉サービス等につき法第二十九条第三項（法第三十一条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計額（以下この条において「利用者負担額合計額」という。）を算定しなければならない。この場合において、当該指定相談支援事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該計画作成対象障害者等及び当該指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

第十四条 指定相談支援事業者は、法定代理受領により市町村から指定相談支援に係るサービス利用計画作成費の支給を受けた場合は、計画作成対象障害者等に対し、当該計画作成対象障害者等に係るサービス利用計画作成費の額を通知しなければならない。

第十五条 指定相談支援の方針は、第二条に規定する基本方針に基づき、次の各号に掲げるところによるものとする。

- 一 指定相談支援事業所の管理者は、相談支援専門員に地域の利用者等からの日常生活全般に関する相談に関する業務及びサービス利用計画の作成に関する業務を担当させるものとする。
- 二 指定相談支援の提供に当たっては、利用者等の立場に立つて懇切丁寧を行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすくするように説明を行うとともに、必要に応じ、同じ障害を有する者による支援等適切な手法を通じ行うものとする。
- 三 相談支援専門員は、サービス利用計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に適切な福祉サービス等の利用が行われるようにしなければならない。
- 四 相談支援専門員は、サービス利用計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、指定障害福祉サービス等に加えて、指定障害福祉サービス等以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めてサービス利用計画に位置付けるよう努めなければならない。
- 五 相談支援専門員は、サービス利用計画の作成の開始に当たっては、利用者等によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定障害福祉サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供するものとする。

第十六条 相談支援専門員は、サービス利用計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれていた環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や利用者自身が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行わなければならない。

第十七条 相談支援専門員は、前号に規定するアセスメントの実施に当たっては、利用者の居室を訪問し、利用者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、相談支援専門員は、面接の際に利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。

第十八条 相談支援専門員は、利用者等に対するアセスメントに基づき、当該地域における指定障害福祉サービス等が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題等に対応するための最も適切な福祉サービス等の組合せについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期、福祉サービス等の種類、内容、量及び利用料並びに福祉サービス等を提供する上での留意事項等を記載したサービス利用計画の原案を作成しなければならない。

第十九条 相談支援専門員は、サービス担当者会議（相談支援専門員がサービス利用計画の作成のためにサービス利用計画の原案に位置付けた福祉サービス等の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催、担当者に対する照会等により、当該サービス利用計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めなければならない。

第二十条 相談支援専門員は、サービス利用計画の原案に位置付けた福祉サービス等について、法第十九条第一項に規定する介護給付費等の対象となるかどうかを区分した上で、当該サービス利用計画の原案の内容について、利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者等の同意を得なければならない。

第二十一条 相談支援専門員は、サービス利用計画を作成した際には、当該サービス利用計画を利用者等及び担当者に交付しなければならない。

第二十二条 相談支援専門員は、サービス利用計画の作成後、サービス利用計画の実施状況の把握（利用者等との連絡を継続的に行うこととし、少なくとも、一月に一回、利用者の居室を訪問し、利用者等に面接するほか、その結果を記録しなければならない。）

第二十三条 相談支援専門員は、計画作成対象障害者等が、支給決定の変更を受けた場合においては、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、サービス利用計画の変更の必要性について、担当者から専門的な見地からの意見を求めなければならない。

第二十四条 第三号から第十一号までの規定は、第十二号に規定するサービス利用計画の変更について準用する。

第二十五条 相談支援専門員は、適切な福祉サービス等が総合的かつ効果的に提供された場合においても、利用者がその居室において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合は、指定障害者支援施設等への入院又は入所生活を希望する場合には、指定障害者支援施設等への紹介その他の便宜の提供を行うものとする。

第二十六条 相談支援専門員は、指定障害者支援施設等から退院又は退所しようとする利用者又はその家族から依頼があった場合には、居室における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、必要な情報の提供及び助言を行うものとする。

第二十七条 相談支援専門員は、指定障害者支援施設等から退院又は退所しようとする利用者又はその家族から依頼があった場合には、居室における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、必要な情報の提供及び助言を行うものとする。

第二十八条 指定相談支援事業者は、利用者等が他の指定相談支援事業者の利用を希望する場合その他利用者等からの申出があった場合には、当該利用者等に対し、直近のサービス利用計画及びその実施状況に関する書類を交付しなければならない。

第二十九条 計画作成対象障害者等に関する市町村への通知

第三十条 指定相談支援事業者は、指定相談支援を受けている計画作成対象障害者等が偽りその他不正な行為によってサービス利用計画作成費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

(管理者の責務)

第十八条 指定相談支援事業所の管理者は、当該指定相談支援事業所の相談支援専門員その他の従業者の管理、指定相談支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 指定相談支援事業所の管理者は、当該指定相談支援事業所の相談支援専門員その他の従業者はこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。
(運営規程)

第十九条 指定相談支援事業者は、指定相談支援事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程(第二十三条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 営業日及び営業時間
- 四 指定相談支援の提供方法及び内容並びに計画作成対象障害者等から受領する費用及びその額
- 五 通常の事業の実施地域
- 六 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
- 七 虐待の防止のための措置に関する事項
- 八 その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第二十条 指定相談支援事業者は、利用者等に対し、適切な指定相談支援を提供できるよう、指定相談支援事業所ごとに、相談支援専門員その他の従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定相談支援事業者は、指定相談支援事業所ごとに、当該指定相談支援事業所の相談支援専門員に指定相談支援の業務を担当させなければならない。ただし、相談支援専門員の補助の業務についてはこの限りではない。

3 指定相談支援事業者は、相談支援専門員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(設備及び備品等)

第二十一条 指定相談支援事業者は、事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定相談支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

第二十二条 指定相談支援事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

2 指定相談支援事業者は、指定相談支援事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

(揭示)

第二十三条 指定相談支援事業者は、指定相談支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、相談支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を揭示しなければならない。

(秘密保持等)

第二十四条 指定相談支援事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定相談支援事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 指定相談支援事業者は、サービ担当会議等において、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ておかなければならない。

(広告)

第二十五条 指定相談支援事業者は、当該指定相談支援事業者について広告をする場合においては、その内容を虚偽又は誇大なものとしてはならない。

(障害福祉サービス事業者等からの利益收受等の禁止)

第二十六条 指定相談支援事業者及び指定相談支援事業所の管理者は、サービス利用計画の作成又は変更に関し、当該指定相談支援事業所の相談支援専門員に対して特定の福祉サービス等の事業を行う者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行ってはならない。

2 指定相談支援事業所の相談支援専門員は、サービス利用計画の作成又は変更に関し、利用者等に対して特定の福祉サービス等の事業を行う者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行ってはならない。

3 指定相談支援事業者及びその従業者は、サービス利用計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の福祉サービス等の事業を行う者等によるサービスを利用させることの対価として、当該福祉サービス等の事業を行う者等から金品その他の財産上の利益を收受してはならない。

(苦情解決)

第二十七条 指定相談支援事業者は、その提供した指定相談支援又はサービス利用計画に位置付けた福祉サービス等に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 指定相談支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定相談支援事業者は、その提供した指定相談支援に関し、法第十条第一項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定相談支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 指定相談支援事業者は、その提供した指定相談支援に関し、法第十一条第二項の規定により都道府県知事が行う報告若しくは指定相談支援の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

5 指定相談支援事業者は、その提供した指定相談支援に関し、法第四十八条第四項において読み替えて準用する同条第一項の規定により都道府県知事又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定相談支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、都道府県知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

6 指定相談支援事業者は、都道府県知事、市町村又は市町村長から求めがあった場合には、第三項から前項までの改善の内容を都道府県知事、市町村又は市町村長に報告しなければならない。

7 指定相談支援事業者は、社会福祉法第八十三条に規定する運営適正化委員会が同法第八十五条の規定により行う調査又はあっせんによる限り協力しなければならない。

(事故発生時の対応)

第二十八条 指定相談支援事業者は、利用者等に対する指定相談支援の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、当該利用者等の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定相談支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しなければならない。

3 指定相談支援事業者は、利用者等に対する指定相談支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

第二十九条 指定相談支援事業者は、指定相談支援事業所ごとに経理を区分するとともに、指定相談支援の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならぬ。

第三十条 指定相談支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならぬ。

2 指定相談支援事業者は、利用者等に対する指定相談支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該指定相談支援を提供した日から五年間保存しなければならない。

一 第十五条第十二号に規定する福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整に関する記録

二 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した相談支援台帳

イ サービス利用計画

ロ 第十五条第六号に規定するアセスメントの記録

ハ 第十五条第九号に規定するサービス担当者会議等の記録

ニ 第十五条第十三号に規定するモニタリングの結果の記録

三 第十七条に規定する市町村への通知に係る記録

四 第二十七条第二項に規定する苦情の内容等の記録

五 第二十八条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十八年十月一日から施行する。

（利用者負担額に係る管理に関する経過措置）

第二条 法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、第十三条中「指定障害福祉サービス等」とあるのは「指定障害福祉サービス等又は指定旧法施設支援（法附則第二十一条第一項に規定する指定旧法施設支援をいう。）」と、法第二十九条第三項に「とあるのは「法第二十九条第三項又は法附則第二十一条第二項若しくは法附則第二十二條第四項に」と、含む」とあるのは「含む」とあるのは「指定障害福祉サービス事業者等又は特定旧法施設支援（法附則第二十一条第一項に規定する特定旧法施設支援をいう。）」とする。

○厚生労働省令第七十四号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第八十条第一項の規定に基づき、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を次のように定める。

平成十八年九月二十九日 厚生労働大臣 柳澤 伯夫

障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準

目次

第一章 総則（第一条—第三条）

第二章 療養介護（第四條—第三十二條）

第三章 生活介護（第三十三條—第五十條）

第四章 自立訓練（機能訓練）（第五十一條—第五十五條）

第五章 自立訓練（生活訓練）（第五十六條—第六十一條）

第六章 就労移行支援（第六十二條—第七十條）

第七章 就労継続支援A型（第七十一條—第八十五條）

第八章 就労継続支援B型（第八十六條—第八十八條）

第九章 多機能型に関する特例（第八十九條—第九十一條）

附 則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）第八十条第一項の規定による障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準は、この省令の定めるところによる。

（定義）

第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 利用者 障害福祉サービスを利用する障害者をいう。

二 常勤換算方法 事業所の職員の勤務延べ時間数を当該事業所において常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。

三 多機能型 生活介護の事業、児童デイサービスの事業、自立訓練（機能訓練）（障害者自立支援法施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号。以下「規則」という。）第六条の六第一号に規定する自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）、の事業、自立訓練（生活訓練）（規則第六条の六第二号に規定する自立訓練（生活訓練）をいう。以下同じ。）、の事業、就労移行支援の事業、就労継続支援A型（規則第六条の十第一号に規定する就労継続支援A型をいう。以下同じ。）、の事業及び就労継続支援B型（規則第六条の十第二号に規定する就労継続支援B型をいう。以下同じ。）、の事業のうち二以上の事業を一体的に行うことをいう。

（障害福祉サービス事業者の一般原則）

第三条 障害福祉サービス事業者（以下「障害福祉サービス事業者」という。）（次章から第八章までに掲げる事業を行うものに限る。）は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（以下「個別支援計画」という。）を作成し、これに基づき利用者に対して障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に障害福祉サービスを提供しなければならない。

2 障害福祉サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った障害福祉サービスの提供に努めなければならない。

3 障害福祉サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

第二章 療養介護

（基本方針）

第四条 療養介護の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、規則第二条の二に規定する者に対して、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

（構造設備）

第五条 療養介護の事業を行う者（以下「療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「療養介護事業所」という。）の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫され、かつ、日照、採光、換気等の利用者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

（管理者の資格要件）

第六条 療養介護事業所の管理者は、医師でなければならない。

（運営規程）

第七条 療養介護事業者は、療養介護事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

一 事業の目的及び運営の方針

二 職員の職種、員数及び職務の内容

三 利用定員

四 療養介護の内容並びに利用者から受領する費用の種類及びその額

五 サービス利用に当たつての留意事項